

中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業実施要綱

4産労産計第308号

令和5年2月22日

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）及び公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が連携し、都内中小企業等の脱炭素化と排出量取引の活性化を促進するため、都内中小企業等に対してJ-クレジットの創出及びJ-クレジットを活用した脱炭素化の促進を支援する「中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「中小企業等」とは、中小企業及び大企業のうち当該大企業が所有する全ての事業所について都環境局が実施する「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」の適用対象外である企業等をいう。
- (2) 「J-クレジット」制度とは、国が運営する「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度」をいう。

(都の役割)

第3条 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。

- (1) 公社が、J-クレジットの創出や意欲的な二酸化炭素排出削減目標の達成に取り組む都内中小企業等を対象に実施する助成事業のために造成する基金への出えん
 - (2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める費用への補助
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に推進していくために必要な業務
- 2 都は、公社に対し、前項の実施に当たり次の事項を条件として設定する。
- (1) 公社は、補助金交付事業の実施に関し必要な事項について定める規程等（以下「規程等」という。）を制定すること。
 - (2) 公社は、規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けること。
 - (3) 公社は、前2号のほか本事業の実施に当たり必要な業務を実施すること。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。